

裁 決 書

審査請求人

住 所 大阪市北区西天満4丁目7番3号
冠山ビル3階 林弘法律事務所
氏 名 弁護士 山 中 理 司

上記審査請求人から平成29年12月11日付けでなされた行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づく行政文書の開示決定に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求に係る一部開示決定（平成29年11月27日付け法務省人検第304号）を変更し、別表の開示すべき部分欄を新たに開示し、その余の部分に係る審査請求は、これを棄却する。

事 案 の 概 要

本件審査請求に係る行政処分は、「検事採用願を提出した司法修習生の身元調査の方法が書いてある文書（最新版）」の開示請求に対し、法務大臣（以下「処分庁」という。）が法第9条第1項の規定に基づき、平成29年11月27日付け法務省人検第304号により行った開示決定（以下「原処分」という。）である。

処分庁は、本件対象文書のうち、面接選考における面接官の着眼点等が記載されている部分（以下「本件不開示部分」という。）については、これらを公にすることにより公正かつ円滑な人事の確保に支障を来すおそれがあるとして、法第5条第6号ニに該当することから、不開示としているところ、審査請求人は、原処分を取り消すとの決定を求めている。

不 服 の 要 旨

1 本件審査請求の趣旨

法第3条の規定に基づく開示請求に対し、処分庁が行った原処分について、その取り消しを求めるというものである。

2 本件審査請求の理由

- (1) A班の特定期A司法修習生は、特定年月日A以降に、B班の特定期A司法修習生は特定年月日B以降に、本件対象文書の不開示部分を了知していることから、当該評価方法に即した対応策を探ることは当然に可能である。
- (2) 司法修習生考試に不合格とならない限り、検事採用願等を提出した司法修習生は検事に採用されることが事実上決まっているため、被面接者において、そもそも特別な対応策を探る必要はない。
- (3) よって、本件対象文書の不開示部分は法第5条第6号に該当しない。

裁 決 の 理 由

1 本件不開示部分の不開示情報該当性について

- (1) 本件対象文書は、検事への採用を希望する特定期A司法修習生が、法務大臣宛て



に検事への採用願を提出するに際して添付する書類の記載方法やその提出方法等に関する説明を記載した8枚から成る法務省大臣官房人事課長名義の文書であり、そのうちの本件不開示部分には、検事採用の面接選考における面接官の着眼点又はこれを推知させる内容の記載があると認められる。

(2) 本件不開示部分のうち、別表の開示すべき部分欄を除く部分について

標記不開示部分につき、その記載内容に、上記(1)の本件対象文書の性質等を併せ考えれば、当該部分を公にすると、法務省において、検事としてどのような人材を求めているか、また、応募者をどのような観点から評価しているかの一端が明らかになるといえる。そうすると、当該部分については、これを公にすると、被面接者が面接選考の際の着眼点等を踏まえ、当該評価方法に即した対応策を講じるなどのおそれが生じ、被面接者に対する適切な評価が困難になるなど、人事管理に係る事務に關し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

また、審査請求人は、司法修習生考試に不合格とならない限り、検事採用願等を提出した司法修習生は検事に採用されることが事実上決まっているため、被面接者において、そもそも特別な対応を採る必要はない旨主張しているが、法務省においては、検事への採用に当たり、採用願を提出した検事志望の司法修習生に対して面接選考を行い、その採否を決しているのであるから、審査請求人の主張によって不開示情報該当性が左右されるものではない。

したがって、標記不開示部分は、法第5条第6号ニに該当し、公にすることにより、人事管理に係る事務に關し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。

(3) 別表の開示すべき部分欄に掲げる部分について

標記の不開示部分は、一応、検事採用の面接選考における面接官の着眼点を推知させる記載内容であるとはいえる、被面接者において質問されることを容易に予想し得るような一般的な質問事項が記載されているにすぎず、これを公にしても、被面接者に対する適切な評価が困難になるなど、人事管理に係る事務に關し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとまでは認められないことから、法第5条第6号ニの不開示情報には該当せず、開示するのが相当である。

2 よって、主文のとおり決定する。

なお、本件審査請求に係る情報公開・個人情報保護審査会への諮問に対する同審査会からの答申においても、本裁決と同趣旨の判断がなされている。

※ この裁決の取消しを求める訴訟を提起する場合には、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この裁決があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、東京地方裁判所又は行政事件訴訟法第12条第4項に規定する特定管轄裁判所に、この裁決の取消しを求める訴訟を提起することができます(なお、この裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過した場合には、この裁決の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。)。

平成30年9月27日

法務大臣 上川陽子



別表



頁	本件不開示部分	開示すべき部分
4	左から 1列目の上から 4段目 ないし 6段目 「特技 資格」欄中の 2列目 の上段	左から 1列目の上から 5段目 及び 6段目
6	左から 1列目の上から 4段目 ないし 6段目 「特技 資格」欄中の 2列目 の上段, 3列目の上段並びに 3列目の下段の 1行目及び 2 行目の 1文字目ないし 21文 字目	左から 1列目の上から 5段目 及び 6段目





この写しは、原本と相違ないことを証明する。

平成30年9月27日

法務省大臣官房人事課長 伊藤栄

